

1. 独立行政法人の概要（その1）

NO.	13	所管	文科	法人名	国立特別支援教育総合研究所		職員の身分	非国家公務員	
法人概要		<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育に関する研究のうち実際の研究を総合的に行う。 ・特別支援教育関係職員に対する専門的・技術的な研修を行う。等 							
沿革		昭46.10 文部省国立特殊教育総合研究所 → 平13.1 文部科学省国立特殊教育総合研究所 → 平13.4 独立行政法人国立特殊教育総合研究所 → 平19.4 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所							
中期目標期間		平成23年4月～平成28年3月（5年間）							
				平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度		
役員総数[官庁0B](現役出向)(4/1時点)				4	4	4	4[0] (1)		
常勤役員数				2	2	2	2		
非常勤役員数				2	2	2	2		
常勤職員数[官庁0B](現役出向)(4/1時点)				71	67	63	62[0] (1)		
うち間接部門				15	14	11	12		
うち事業部門				56	53	52	50		
非常勤職員数(官庁〇B)(4/1時点)				15 (0)	19 (0)	20 (0)	22 (0)		
給与水準【事務・技術職員】(年齢・地域・学歴動案)				94 (96)	93 (95)	97 (100)	— (—)		
給与水準【研究職員】(年齢・地域・学歴動案)				89 (93)	89 (94)	89 (95)	— (—)		
年度				平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度		
予算/決算				決算	決算	決算	当初予算		
一般会計(百万円)				1,170	1,106	958	904		
うち運営費交付金				1,138	1,082	939	883		
うち施設整備費補助金				32	24	19	21		
うち施設整備以外の補助金・交付金				—	—	—	—		
うち委託費				—	—	—	—		
うち出資金				—	—	—	—		
特別会計(特会名)(百万円)				—	—	—	—		
うち運営費交付金				—	—	—	—		
うち施設整備費補助金				—	—	—	—		
うち施設整備以外の補助金・交付金				—	—	—	—		
うち委託費				—	—	—	—		
うち出資金				—	—	—	—		
計				1,170	1,106	958	904		
支出額の推移(百万円)				1,310	1,080	987	909		
収入額の推移(百万円)				1,397	1,126	1,024	909		
国の財政支出/収入額(%)				83.8	98.2	93.6	99.4		
財務データ(平成24年度、百万円)		資産合計		6,478	うち流動資産	245			
		負債合計		375	純資産合計	6,103	うち利益剰余金	3	

1. 独立行政法人の概要（その2）

NO.	13	所管 文科	法人名	国立特別支援教育総合研究所
-----	----	-------	-----	---------------

○事務・事業の構造等（平成25年度）

事務・事業名	①事務・事業の内容及び②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容	支出額 (平成24年度決算) (百万円)	収入額 (百万円)		特定関連会社・公益法人への支出		
			(平成24年度決算)		(百万円) (平成24年度)		
			内訳 (名称)	(額)	法人名	額	
研究活動	①特別支援教育に係る実際の・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献。 ② ○教育基本法（平成18年12月22日法律第120号） 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。 ○障害者基本法（昭和45年5月21日法律第84号） 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供（中略）を促進しなければならない。 ○発達障害者支援法（平成16年12月10日法律第167号） 国は、発達障害者の実態の把握に努めるとともに、発達障害の原因の究明、発達障害の診断及び治療、発達支援の方法等に関する必要な調査研究を行うものとする。 ○教育振興基本計画（平成25年6月14日閣議決定） 合理的配慮の充実に向けた調査研究及びデータベースの整備等に取り組む。 （参考） ○重点施策実施5か年計画（平成19年12月15日障害者施策推進本部決定） 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所は我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターであることから、国の喫緊の課題や教育現場のニーズを踏まえ研究や研修を重点的に実施するとともに、特に新たな課題となっている発達障害を含めた教育情報の提供を行う。 ※重点施策実施5か年計画は、第2次障害者基本計画を基に策定されたものであり（平成20～24年度）、現在、これを踏まえた第3次障害者基本計画を策定中である。	435	合計	451			
			運営費交付金	432			
			施設整備補助金	12			
			国費	-	-		
				-	-		
			自己収入	雑収入	7		
事務・事業の構造等（平成25年度） 研修事業	①各都道府県等における特別支援教育政策や教育研究及び教育実践等の推進に寄与する指導者の養成。 ② ○教育基本法（平成18年12月22日法律第120号） 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。 ○障害者基本法（昭和45年5月21日法律第84号） 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供（中略）を促進しなければならない。 【再掲】 ○発達障害者支援法（平成16年12月10日法律第167号） 国及び地方公共団体は、発達障害者に対する支援を適切に行うことができるよう、（中略）教育（中略）に関する業務に従事する職員について、発達障害に関する専門的知識を有する人材を確保するよう努めるとともに、発達障害に対する理解を深め、及び専門性を高めるため研修等必要な措置を講じるものとする。 ○教育振興基本計画（平成25年6月14日閣議決定） 全ての教職員が発達障害に関する知識・技能を身に付けられるようにするための施策を実施するとともに、特に、（中略）管理者研修を集中的に実施する。 （参考） ○重点施策実施5か年計画（平成19年12月15日障害者施策推進本部決定） 特別支援教育に携わるすべての教員の専門性を向上させるため、都道府県の講習や校内研修の促進を図る。各種指導者養成研修など、都道府県の指導者に対する研修を推進する。 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所は我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターであることから、国の喫緊の課題や教育現場のニーズを踏まえ研究や研修を重点的に実施するとともに、特に新たな課題となっている発達障害を含めた教育情報の提供を行う。【再掲】	213	合計	221			
			運営費交付金	206			
			施設整備補助金	7			
			国費	-	-		
				-	-		
			自己収入	資産貸付収入	8		
教育相談支援	①各都道府県等における特別支援教育推進のための教育相談機能の質的向上に対する支援と教育相談活動の実施。 ② ○教育基本法（平成18年12月22日法律第120号） 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。 ○障害者基本法（昭和45年5月21日法律第84号） 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に総合的に応ずることができるようにするため、関係機関相互の有機的連携の下に必要な相談体制の整備を図る（中略）ものとする。 （参考） ○重点施策実施5か年計画（平成19年12月15日障害者施策推進本部決定） 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所は我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターであることから、国の喫緊の課題や教育現場のニーズを踏まえ研究や研修を重点的に実施するとともに、特に新たな課題となっている発達障害を含めた教育情報の提供を行う。【再掲】	47	合計	49			
			運営費交付金	49			
			国費	-	-		
				-	-		
				-	-		
			自己収入				

○事務・事業の構造等（平成25年度）

情報普及	<p>①特別支援教育に関する総合的な情報提供体制を充実し、研究者・教職員等の研究や専門性、指導力の向上及び保護者等に必要な知識等を提供。</p> <p>②</p> <p>○教育基本法（平成18年12月22日法律第120号） 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。</p> <p>○発達障害者支援法（平成16年12月10日法律第167号） 国及び地方公共団体は、発達障害に関する国民の理解を深めるため、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。</p> <p>○教育振興基本計画（平成25年6月14日閣議決定） 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所による積極的な情報発信を行う。 （参考）</p> <p>○重点施策実施5か年計画（平成19年12月15日障害者施策推進本部決定） 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所は我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターであることから、国の喫緊の課題や教育現場のニーズを踏まえ研究や研修を重点的に実施するとともに、特に新たな課題となっている発達障害を含めた教育情報の提供を行う。【再掲】 発達障害を含め障害のある子どもへの教育的支援を図るため、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において、国外の教育情報を収集するとともに、我が国の特別支援教育に関する情報等を国外に提供する。</p>	292	合計	303			
			運営費交付金	300			
			国費	-	-		
				-	-		
				-	-		
				-	-		
自己収入	0	3					

○国からの財政支出のうち特別会計からの支出の状況（特別会計別内訳）
＜平成24年度決算合計＞

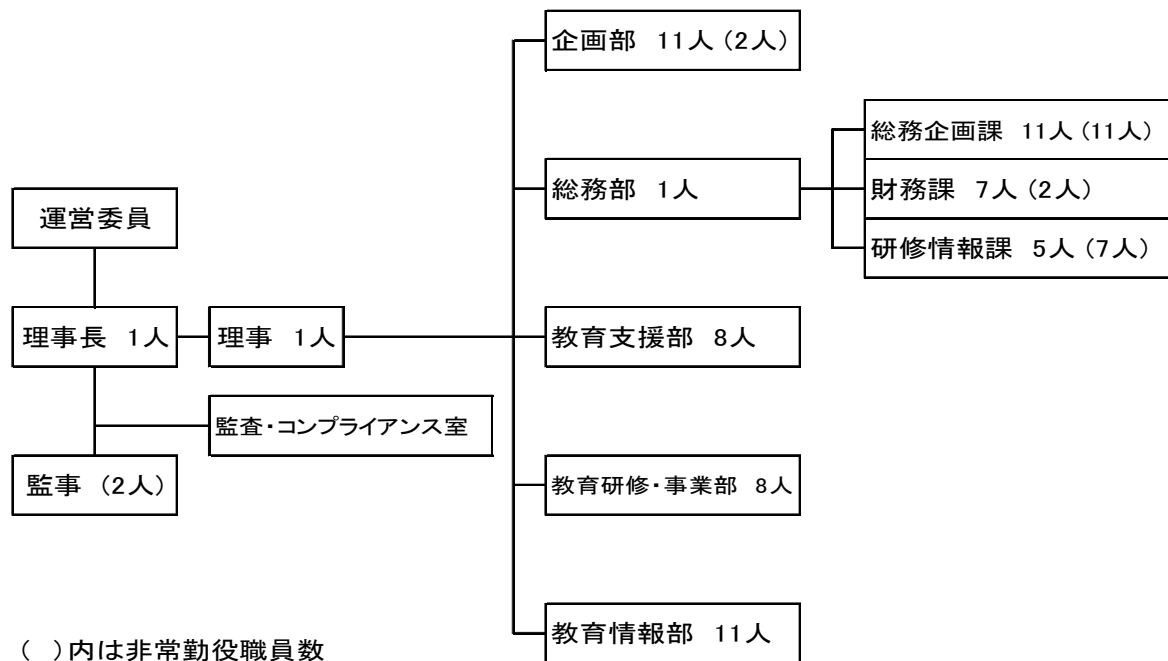
特別会計	法人合計（百万円）	合計		
		特別会計	特別会計	特別会計
		該当なし		

1. 独立行政法人の概要（その3）

NO.	13	所管	文科	法人名	国立特別支援教育総合研究所
-----	----	----	----	-----	---------------

○組織図及び職員数（平成25年度）

所在地：神奈川県横須賀市野比5-1-1



No.	13	所管	文部科学省	法人名	国立特別支援教育総合研究所
-----	----	----	-------	-----	---------------

1. 独立行政法人の概要（その4）

○国の政策実施機関としていかなる政策体系の中に法人がいかに位置づけられているのか、また、法人の業務について我が国の成長や国民の安全・安心の確保等の観点からいかなる成果をあげているか

「特別支援教育」とは、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

研究所は、我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、国や地方公共団体等と連携・協力しつつ、国の政策課題や教育現場の課題に対応する実際的な研究の実施とその成果の普及、関係職員に対する専門的、技術的な研修の実施、特別支援教育に関する情報収集・提供、理解啓発等の活動を行う重要な機関として位置づけている。

具体的には、研究成果の学校関係者等への提供、ウェブによる公開、各都道府県の中核となる教職員を対象とした研修等の実施、特別支援教育に関する情報の収集とウェブサイトによる普及等により、特別支援教育の振興に成果をあげている。

○独立行政法人として発足する以前との比較において、独法制度を活用することによりどのようなメリット・デメリットがあったか

独立行政法人化により、法人の自律的業務運営が確保され、理事長のリーダーシップによるトップダウン型の機動的な業務運営が可能となった。また、中期目標・中期計画に基づく、目標管理と第三者（独立行政法人評価委員会）の評価により、業務の効率性・質の向上が図られたところである。さらに、運営費交付金の翌年度への繰り越しができるなど、弾力的な運営が可能となった。

一方、業務運営の効率化を図り、業務運営のコストの縮減に取り組んでいるが、運営費交付金において、対前年度比一般管理費3%以上、業務経費1%以上（効率化計数）や、運営費交付金全体として対前年度比10%減を前提とした概算要求となるなど、いよいよ厳しい財政状況にある。

○関連する行政事業レビューシート（平成25年度）

府省名	事業番号	事業名
文部科学省	0122	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所運営費交付金に必要な経費
文部科学省	0123	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所施設整備に必要な経費

○法人の業務における民間委託の状況

①内部管理業務（調達、給与、研修など）、庁舎管理業務、システム関連業務			
業務名	具体的業務委託内容	支出額(24年度決算)	委託先
清掃・警備業務	庁舎等の清掃・警備・害虫駆除 等	12,002,686	国際警備(株)、(株)陽報 他
電気機械設備保守点検業務	庁舎等の電気機械設備の保守・修理 等	37,554,125	(株)コート、(株)神奈川ナブコ 他
食堂業務	食堂運営・管理	997,500	国内フードサービス(株)
その他	廃棄物処理、レセプト点検、寝具レンタル等	15,267,675	(株)リフレックス、(株)ニチイ学館 他
②①以外の業務			
業務名	具体的業務委託内容	支出額(24年度決算)	委託先
—	—	—	—

No.	13	所管	文部科学省	法人名	国立特別支援教育総合研究所
-----	----	----	-------	-----	---------------

2. 個別法人の組織等の在り方について（その1）

（1）独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）について	
① 措置内容	(該当なし)
② これに対する現時点での考え方	(該当なし)
（2）独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月20日閣議決定）について	
① 措置内容	成果目標達成法人とする。
② これに対する現時点での考え方	特になし
（3）政策評価・独立行政法人評価委員会及び会計検査院による指摘事項	
① 指摘事項	(該当なし)
② 対応状況	(該当なし)

No.	13	所管	文部科学省	法人名	国立特別支援教育総合研究所
-----	----	----	-------	-----	---------------

2. 個別法人の組織等の在り方について（その2）

(4) (1)～(3)を踏まえた各府省としての組織見直しの考え方について

[個々の法人の事務・事業の全部又は一部の民間開放や他の主体への移管が可能な場合には、その旨についても記載。]

研究所は、我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、国や地方公共団体等と連携・協力しつつ、国の政策課題や教育現場の課題に対応する実際的な研究の実施とその成果の普及、関係職員に対する専門的、技術的な研修の実施、特別支援教育に関する情報収集・提供、理解啓発等の活動を行っており、これらは国の特別支援教育の推進を図る上で重要な業務である。

引き続き、研究課題の精選・重点化、国の政策や現場の喫緊の課題に対応した研修内容の見直しなどの見直しに取り組んでいく。

No.	13	所管	文部科学省	法人名	国立特別支援教育総合研究所
-----	----	----	-------	-----	---------------

3. 独立行政法人制度の見直しについて

独立行政法人改革に関する中間とりまとめ～行政改革推進会議での中間的整理のために～（平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会）に関して特段の意見・コメントがあれば記載（制度面のみならず、運用面の見直しを含む）

—